

## 第 6 節 騒音・振動・航空機公害対策

### 第 1 騒音・振動防止対策

#### 1 工場・事業場対策

工場・事業場については、騒音規制法及び振動規制法により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋め立て地のうち用途地域の指定のない地域の3地域を除く地域を規制地域とし、騒音規制法では、圧延機械等26種類、振動規制法では、液圧プレス等15種類の特定施設を有する工場・事業場からの騒音および振動をそれぞれ規制の対象としている。

また、府公害防止条例では、府全域を規制地域として、工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線上における排出基準の遵守を義務づけている。

なお、騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に係る騒音・振動の規制事務の大部分は、市町村に委任されている。

平成5年度において市町村が受理した騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の設置等の届出状況は、騒音規制法に基づくもの930件、振動規制法に基づくもの531件、府公害防止条例に基づくもの1,619件であった。

#### 2 建設作業対策

建設作業については、騒音規制法ではくい打ち機を使用する作業等5作業を、振動規制法では4作業を特定建設作業として規制の対象としている。

また、府公害防止条例では法に定める作業に加えてブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業など、騒音については8作業、振動については5作業を規制の対象とし、これらの作業について音量基準、時間制限等に関する規制基準を定めている。

なお、騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく特定建設作業に係る騒音・振動の規制事務の大部分は、市町村に委任されている。

平成5年度に市町村に届出のあった特定建設作業の件数は、法、条例合わせて27,076件であった。

#### 3 鉄軌道騒音・振動対策

新幹線鉄道騒音・振動対策については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月環境庁告示第46号)、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月環境庁長官勧告)等に基づき、日本国有鉄道(当時)により、防音壁の設置等の発生源対策及び住宅防音・防振工事等の障害防止対策が講じられてきた。

騒音については、環境基準の当初の達成目標期限であった昭和60年7月においても、環境基準未達成の地域が相当みられたことから、従来の方策を引き続き実施するとともに、当面の方策として屋外騒音を75デジベル以下にすべく、日本国有鉄道の承継法人である東海旅客鉄道株式会社等において、干渉型防音壁の設置等各種発生源対策が実施されているところである。

一般鉄軌道の騒音・振動対策については、各鉄道事業者において、無道床鉄橋の有道床化、防音壁の設置及びロングレールの敷設等の対策が講じられている。また、国においては、一般鉄軌道対策の指針を検討するための調査が実施されており、府においても、平成5年度に府下10か所で一般鉄軌道の騒音・振動の実

態把握のための調査を行った。

#### 4 近隣騒音対策

近隣騒音のうち生活騒音は、社会生活の場で日常的に生ずるものであり、その防止については住民相互のモラルに待つところが大きいと、従前から住民に対する啓発事業を推進してきた。平成5年度には、守口市内の小学校において、環境教育用ビデオ「音とわたしたちの暮らし」を用いたモデル授業を実施し、啓発活動に努めた。

飲食店等における深夜営業騒音については、府公害防止条例に基づく事業場としての音量規制や、住居系地域における深夜零時以降の営業時間制限を行っているが、特にカラオケ騒音については、府公害防止条例に基づいて昭和58年4月1日から府下の飲食店・喫茶店営業者を対象に、午後11時から翌日の午前6時までのカラオケ装置・楽器等の使用を原則として禁止している。

航空機による商業宣伝放送については、府公害防止条例により拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しており、これらの徹底を図るため関係業者に対して指導を行った。

また、関係業者間の申し合わせにより、放送開始時間や休日の中止などの商業宣伝放送の自主規制が行われている。

なお、平成5年度における航空機による宣伝放送は総数3,487回であった。

#### 5 低周波空気振動対策

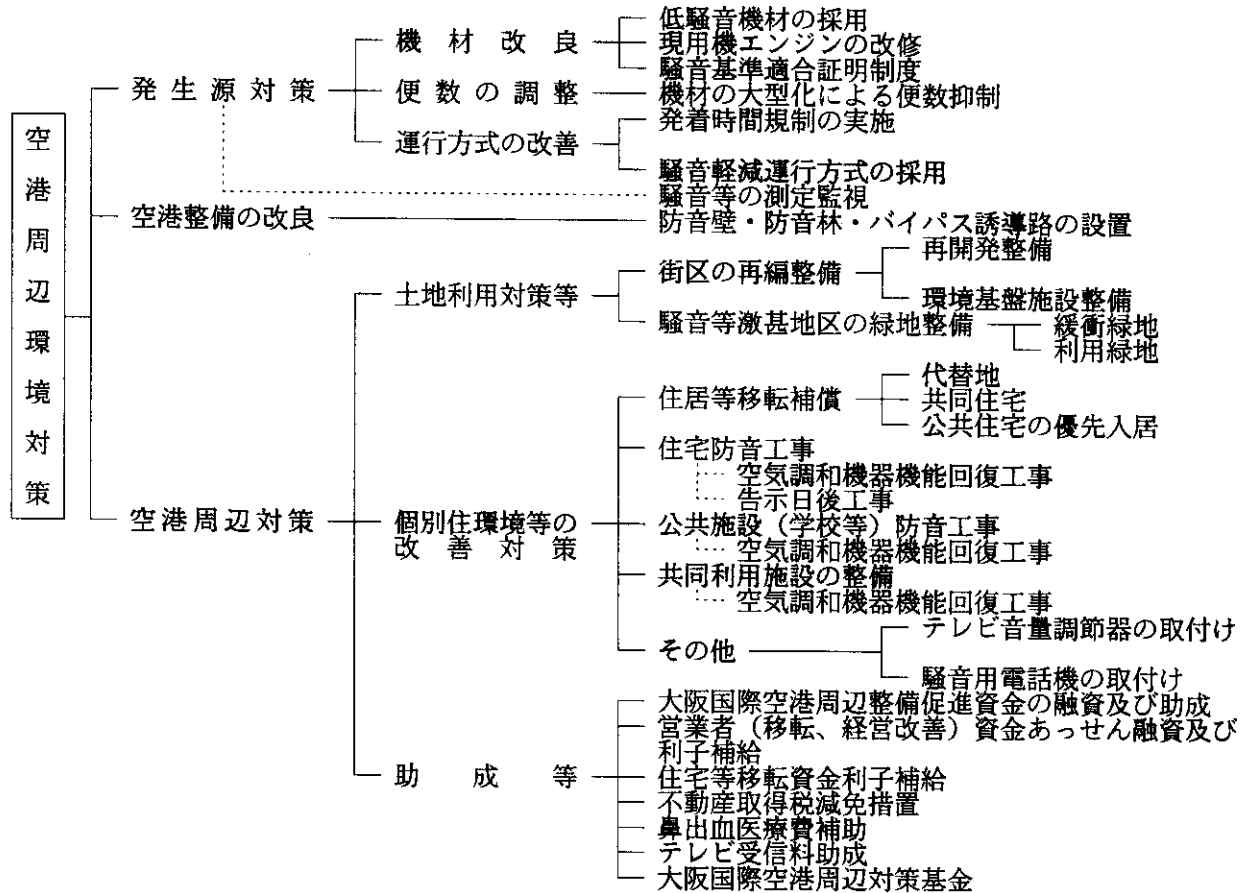
低周波空気振動は、防止対策が難しいことから、苦情が発生してもその解決には時間を要する。府では、低周波空気振動の未然防止を図るため、発生源の探査、伝播経路等について調査・研究を行っている。また、苦情に対しては市町村と協力して随時測定を実施するとともに、防止対策を検討し問題の解決に努めている。

しかしながら、低周波空気振動の人体への影響等に関しては、未解明な部分も多いことから、調査・研究の推進や高架道路等での防止対策の確立について、国に要望した。

## 第2 航空機公害対策

大阪国際空港周辺における航空機公害対策は、2-48図のように体系づけられる。

2-48図 空港周辺における航空機公害対策の体系図



### 1 発生源対策

騒音及び排出ガスによる航空機公害の抜本的対策として最も効果の高いものは、発生源対策であり、国及び空港会社によって機材改良、便数調整、運航方法の改善などが実施されている。

特に、大阪国際空港では便数調整について、昭和49年5月の1日当たり総発着回数枠が410回（うちジェット機240回）であったものを順次削減し、昭和52年10月から総発着回数枠370回（うちジェット機200回）となっている。

また、夜間における騒音の軽減を図るため、国内線は昭和50年以降、21時から翌日7時までの発着禁止、国際線は昭和51年以降、21時から翌日7時までの発着ダイヤの廃止の時間規制の措置がとられている。

### 2 空港周辺対策

#### (1) 空港周辺地域の整備計画

航空機騒音防止法に基づき、府は兵庫県と共同で昭和49年に大阪国際空港周辺整備計画を策定し、引き続き、昭和56年に地区整備の基本的な方向（大綱）を策定し、騒音等激甚地区において緑地整備を行い、その際、都市計画事業の導入を検討することとなった。さらに、昭和58年度に覚書を締結し、騒音等激甚地区について、運輸省と府が事業主体となって緑地整備を行うことが決定し、現在、都市計画緑地として事業を行っている。

(2) 空港周辺整備機構の事業推進

府は、空港周辺整備機構が行う次の諸事業を推進するため、職員の派遣及び所要の助成措置を行った(2-49表)。

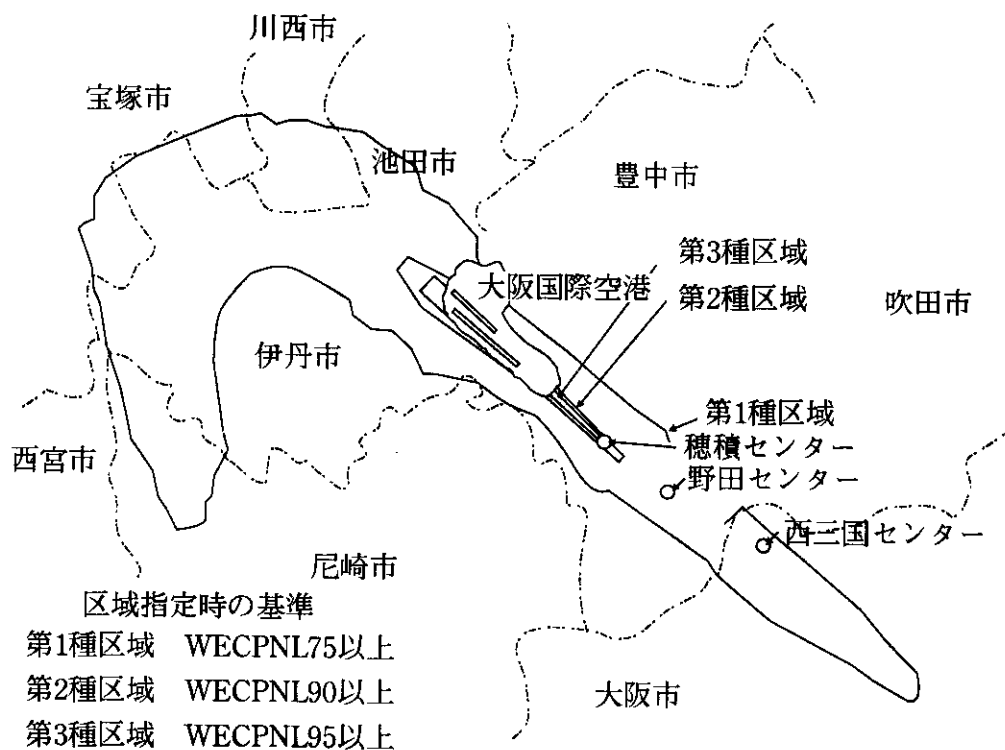
2-49表 空港周辺整備機構への助成(平成5年度)

事業名	助成金
告示日後建物の移転補償業務委託(事務費を含む)	50,730千円
住宅防音工事に対する補助	590,479千円
代替地造成、共同住宅建設事業等への貸付	180,697千円

(空港周辺整備機構の主な事業)

- ① 第2種及び第3種区域からの住宅等の移転補償(2-50図)
- ② 民家防音工事及びこれらに伴う空気調和機器機能回復工事に対する助成
- ③ 第3種区域における緩衝緑地の整備及び大阪国際空港周辺緑地の用地取得等
- ④ 移転対象者のための代替地の造成及び共同住宅の建設

2-50図 航空機騒音防止法に基づく指定区域等



(注) 穂積センター、野田センター、西三国センターは、航空機騒音の常時測定箇所

(3) 住宅等の移転促進事業

空港周辺整備機構が国の委託を受け航空機騒音防止法に基づく第2種区域内の土地、建物等について、

住民の希望により移転補償を行っている。

府は、建物等の移転を促進するため、移転に伴う借入金に対する利子補給及び代替住宅等に対する不動産取得税の減免措置、借家人を対象とした府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行っている。

#### (4) 住宅防音工事に対する助成

府は、昭和49年度から航空機騒音防止法に基づく第1種区域（第2種区域及び第3種区域を含む。）に所在する住宅の所有者等が行う住宅の防音工事（世帯人数+1室、最高5室）に対し、空港周辺整備機構を通じて助成を行うとともに、平成元年度から住宅防音工事に伴う空気調和機器の更新についても補助を行い、平成3年度からは、告示日後住宅の防音工事についても、新たに補助を行っている。

平成5年度は、未実施工事68世帯、空調機器更新工事10,059台、告示日後工事503世帯の住宅防音工事を行った。

#### (5) 公共施設（学校等）防音工事の助成等

国は、航空機騒音防止法に基づき、空港周辺市（豊中市、池田市及び大阪市。以下同じ）が実施する学校等の防音工事に対し、その費用の一部を補助している。

府では、この事業を促進するため、大阪府市町村施設整備資金貸付制度を活用して資金の貸付を行っている。

#### (6) 共同利用施設の整備助成等

府は、航空機騒音防止法に基づき、空港周辺市が実施する地域住民の学習、集会等に利用されることを目的とした共同利用施設の整備事業に対し、国と共にその費用の一部を補助をしている。

また、平成3年度からは、共同利用施設の空気調和機器の更新についても、新たに補助を行っている。

平成5年度は、空気調和機器の更新を豊中市で2件、池田市で1件実施し、総額10,800,477円を補助した。

#### (7) 緑地帯等の整備

航路直下や空港縁辺部で騒音等が特に著しい地区については、防災対策を含め、今後の騒音等の被害を未然に防止するため、国及び府が事業主体となり、計画的に緑地整備を図っていくこととし、昭和62年2月に「大阪国際空港周辺緑地」（約50ha）の都市計画決定を行った。また、昭和63年1月には、その一部の区域（7.4ha）について都市計画事業の承認・認可がなされ、事業に着手した（2-51図）。

府は、この周辺緑地50haのうち13.5haを、スポーツ、レクリエーション等府民の利用にも供する利用緑地として整備を行うため、区域内の告示日後建物の移転補償を周辺整備機構を通じ行っている。

平成5年度は、大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）について、平成6年1月に基本構想（案）を作成するとともに、2世帯について移転補償を実施した。

#### (8) 環境基盤施設整備事業

空港周辺市（大阪府側では豊中市）は、空港周辺地域の環境改善を図るため、昭和53年度から航空機騒音防止法に基づく第2種区域（第3種区域を含む。）内で、移転跡地等を利用して環境基盤施設（公園、緑道等）の整備事業を実施している。

府はこの事業を促進するため、国と共にその整備費の一部について補助を行っている。

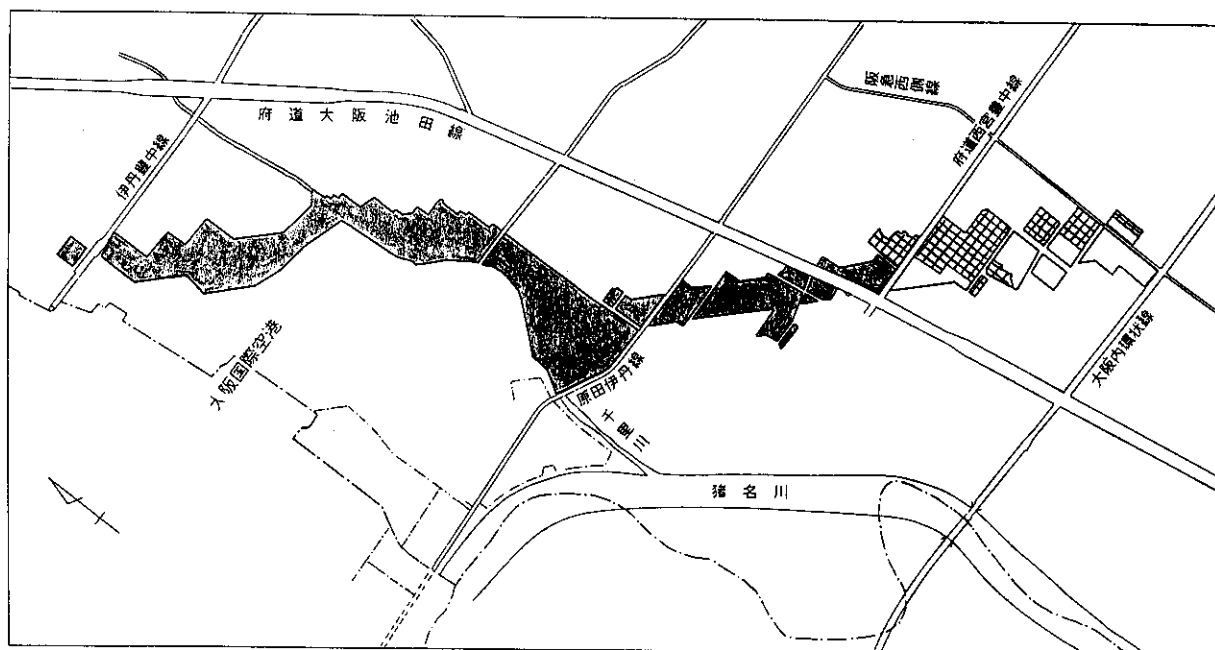
平成5年度は、公園（児童遊園）の整備に4,800,000円の補助を行った。

(9) 営業者（移転、経営改善）資金あっせん融資及び利子補給

府は、住宅等の移転の進捗に伴って顧客が減少するなど、経営に支障が生じている小規模営業者の移転及び経営改善を図るため、これら営業者に対し昭和52年度に緊急あっせん融資、昭和53年度から、移転資金及び経営改善資金のあっせん融資並びにこれらの融資に対する利子補給等を行っている。

平成5年度は移転資金について、貸付金額を1,000万円から2,000万円に引き上げるとともに、利子補給期間を5年から7年に延長し、新規貸付を1件、利子補給等を107,602円行った。

2-51図 大阪国際空港周辺緑地区域の概略図



- 昭和62年2月27日都市計画決定
- 緩衝緑地
- 利用緑地
- ▨ 昭和63年1月13日事業承認認可